

大正五年七月二日印刷

(非賣品)

東京女子高等師範學校內  
編輯兼發行人 千葉 安良  
東京市赤坂區新坂町六十八番地八號  
印 刷 者 番 桂 之 助  
印 刷 所 同 前 金 同 所  
廣 業 館 (電話下谷五五七番)

- ◎東京女子師範學校學術談話會規程
- 第一條 本會ハ本校生徒が平素學修スル事項ヲ互ニ談話シ智德ノ增進ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ヲ文科、理科、技藝科ノ三部ニ分テリ
- 第三條 本會ハ本校生徒ヲ以テ組織ス生徒ハ其學修スル分科ニ從ヒテ第二條ノ三部ノ一ニ屬スルモノトス
- 第四條 本校卒業生ハ本會ノ贊助員タルコトヲ得
- 第五條 本會ハ本校教官ヲ請フテ客員トナス
- 第六條 本會ニハ會長ヲ置ク。會長ニハ校長ヲ推戴ス
- 第七條 本會ノ各部ニ部長一名ヲ置ク。部長ハ客員中ニ就キテ會長之ヲ囑託ス
- 第八條 本會各部ニ幹事ヲ置ク。幹事ハ各部所屬ノ會員ヨリ各級若干名ヲ互選ス
- 第九條 部長ハ談話ノ事項方法等ヲ監督指導スルモノトス
- 第十條 幹事ハ部長ノ指揮ヲ受ケテ各部ノ事務ヲ取扱フモノトス
- 第十一條 部長及幹事ノ任期ハ各一箇年トス
- 第十二條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク
- 第十三條 本會各部ハ各部ニ於テ行ヘル談話研究等ノ報告ヲ印刷シテ配布スルコトアルベシ
- 第十四條 本會各部ノ内規ハ會長ノ承認ヲ經テ部長之ヲ定ム
- 第十五條 第六臨時教員養成所及ビ卒業生ハ本校生徒及ビ卒業生ニ準ブ
- 第十六條 本規程ハ會長ノ承認ヲ經ルニアラザレハ變更スルコトヲ得ズ
- ◎東京女子高等師範學校學術談話會  
文科部内規
- 第一條 本會ハ學術談話會規定第一條ノ主旨ニヨリ文科生徒ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 理科技藝科第六臨時教員養成所生徒ニシテ本部ニ入ラント欲スル者ハ其旨幹事ニ申出ヅベシ
- 第三條 本部ハ每學期一回部會ヲ開クヲ例トス
- 第四條 部會開會ノ日時及次第ハ東京及近縣ノ贊助員及客員ニハ毎會之ヲ通知ス
- 第五條 部會ノ講演者ハ會員、贊助員、客員ノ豫メ定メ置クモノトス。但臨時ニ講演セントスルモノアル時若シクハ他ヨリノトス
- 第六條 本部ハ每學期凡ソ一同會誌ヲ發行シ經ベシ
- 第七條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク其任期ハ各一年トシ毎年四月之ヲ改ム
- 以上